

覚書

業務提携に関する基本合意

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間で 年 月 日付で締結した 〇〇〇〇契約書（以下「原契約」という。）に基づく検討を踏まえ、甲乙間の業務提携（以下「本提携」という。）に関する基本的な事項を確認するため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

本提携の概要（予定）

目的	
役割分担	
締結目標日	

第1条（目的）

甲及び乙は、上記の概要を基礎として、本提携に関する最終的な契約（以下「本契約」という。）を上記の締結目標日までに締結することを目標に、誠実に協議する。

第2条（本契約の内容）

本契約の具体的な条件（業務の範囲、費用及び収益の分配、知的財産権の帰属その他の事項）は、甲乙の協議により本契約で定める。

2 甲及び乙は、本覚書の締結によって、本契約を締結する義務を負うものではない。

第3条（費用）

本覚書の締結及び本契約に向けた検討・協議に要する費用は、甲乙が別途書面（電磁的方法を含む。）で合意した場合を除き、各自の負担とする。

第4条（秘密保持）

本提携の検討及び協議に関して開示される情報の取扱いは、原契約の定めによる。本覚書を締結した事実及びその内容も、原契約に定める秘密情報として取り扱う。

第5条（原契約との関係）

本覚書に定めのない事項については、原契約の定めによる。

2 本覚書の定めと原契約の定めとが矛盾し、又は抵触するときは、本覚書の定めが優先する。

第6条（法的拘束力）

本覚書のうち、第2条第2項及び第3条から第7条までの規定は法的拘束力を有し、その他の規定は法的拘束力を有しない。

第7条（有効期間）

本覚書は、締結の日から効力を生じ、次の各号のいずれかに該当したときに終了する。

- (1) 本契約が締結されたとき
- (2) 本契約が締結されないまま 年 月 日が経過したとき
- (3) 甲又は乙が、相手方に書面で協議の打ち切りを通知したとき

2 本覚書が終了した後も、第3条及び第4条の規定は、なお効力を有する。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

名称

代表者

印

乙

住所

名称

代表者

印